

第1回中津川・恵那広域ごみ処理施設整備建設候補地検討委員会
議事要旨

日時	令和6年7月26日(金) 13時30分～14時30分	
場所	恵那文化センター 2階 第2、3会議室	
出席者	委員	八鍬委員、肥後委員、柴原委員、長谷川委員、保母委員、安藤委員、加藤委員、瀨瀨委員、別府委員、今井委員、大塩委員 (欠席：古谷委員、成瀬委員)
	オブザーバー	吉村氏、太田氏、野原氏
	事務局	中津川市 丹羽部長、吉村課長、長瀬所長 恵那市 梅村部長、磯村課長、佐藤課長補佐、平林所長 中津川・恵那広域行政推進協議会 山田事務局長、林課長補佐、西尾係長、阿部係長 株式会社エックス都市研究所 鈴木部門長、坂田主席研究員、松島主任研究員、長友研究員
次第	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. あいさつ(恵那市長、中津川市長) 3. 委嘱状交付 4. 自己紹介 5. 委員長、副委員長の選任 6. 委員長挨拶 7. 報告事項 検討委員会設置要綱他関係例規 8. 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 中津川・恵那広域ごみ処理施設整備建設に向けて【資料1】 <ul style="list-style-type: none"> ・委員会の役割について ・建設候補地の選定方法について ・委員会の今後の進め方について (2) その他 9. 次回の委員会の開催予定について 日時：令和6年9月13日(金)13時30分～ 10. 閉会 <p>～現地視察～ 既存施設の現状について(エコセンター恵那)</p>	

1. 開会

(司会)

本日は大変お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。私は、中津川・恵那広域行政推進協議会事務局の西尾と申します。よろしくお願いいたします。

まず、本日の配布資料の確認をお願いします。

本日の資料は4点。1点目は検討委員会次第、2点目は、資料1「中津川・恵那広域ごみ処理施設整備建設に向けて」、3点目は別紙資料2「厚生省生活衛生局通知（ごみ処理の広域化計画について）」、4点目は、別紙資料3「基本合意締結から現在までの経過」でございます。皆様資料の方はお揃いでしょうか。

次に、発言についてですが、記録を残すためマイクをご用意しておりますので、発言の際にはマイクの方へお越しいただくようよろしくお願いいたします。

次に傍聴者の皆様へお願いですが、委員会のスムーズな進行にご協力くださいますようお願いいたします。

定刻となりましたので、ただ今から第1回中津川・恵那広域ごみ処理施設整備建設候補地検討委員会を開会いたします。本日の委員会について、古谷慎吾様、成瀬博明様、2名の方から欠席の連絡を受けておりますのでご報告いたします。

今回は、第1回目の検討委員会ですので、委員長が選任されるまでの間は、事務局で進行させていただきます。

なお、この会議は「中津川・恵那広域行政推進協議会の会議の公開規程」第3条に基づき、原則公開とさせていただきますので、ご了承ください。

2. あいさつ

(司会)

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

はじめに、あいさつ。中津川・恵那広域行政推進協議会会長、恵那市長 小坂喬峰よりご挨拶申し上げます。小坂会長よろしくお願いいたします。

(恵那市長)

改めましてみなさん、こんにちは。本日は大変お忙しい中こうしてお集まりをいただきましてありがとうございます。今日は建設候補地の検討委員会ということで、こののち委員の皆様方それぞれに委嘱させていただきましていろいろな場面でお力をいただくことになろうと思います。よろしくお願いいたします。

これまでの流れは、事務局の方から説明があると思いますが、令和4年の3月ですので令和3年度でございますけれども、そこで基本合意書を取り交わしてきました。中津川市さんと恵那市で、一緒にやっというところを決めさせていただきました。そののちの環境部会ということで、それぞれの担当の皆様が集まっていたいて、様々な検討を進める中で、本日こうして建設候補地の検討の作業に入っていくということになりました。

目標は2033年、令和15年の稼働開始が大きな目標でございます。既に10年切っているということでございます。10年という随分長い期間があると思われるかもし

れませんが、候補地を決めてそれを建設していくということになれば、決して十分な時間があるとは言えないということでございます。特に候補地、用地につきましては、不確定要素が多いですし、地元の住民の方とのいろいろなコミュニケーションも必要だろうということで、最も重要な点になろうかという風に私どもは思っております。その点につきまして、本日より候補地の検討委員会ということでスタートさせていただきたくてでございます。

委員の皆様方には大変ご足労をおかけすることになろうかと思っておりますけれども、様々な視点からアドバイス、ご意見を賜りまして、これがなんとかスムーズに進みますことを心からお願い申し上げまして、冒頭の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。

続きまして、中津川・恵那広域行政推進協議会副会長、中津川市長 小栗仁志よりご挨拶申し上げます。小栗副会長よろしく申し上げます。

(中津川市長)

皆様こんにちは。ただいまご紹介いただきました、副会長を務めさせていただきます中津川市長、小栗仁志でございます。本日は大変お暑い中、検討委員会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

会長の恵那市長 小坂市長よりお話がありましたけれども、中津川市・恵那市これからのごみ処理の問題を一緒になって取り組んでいくということで進められる委員会でございます。今日は候補地の検討委員会ということでありますけれども、建設に向けていろいろな角度から取り組んでいかなければならないということで、恵那市・中津川市それぞれのごみ処理場は供用開始から20年が経過しているという中で、これから未来将来に向けてどうしていくのか、どういう在り方で進めていくのか、ということをしつかりと議論していきながら、これから未来の両市のごみ処理の方向性をしっかりと作っていかなければならないという大変大切な会議だという風に認識をしております。

その中で候補地というのは非常に大きな課題であるといえます。そのあたりをしっかりと委員の皆様方には忌憚のないご意見を頂きながら、これでよかったという方向性を示していただきたいと思っております。

ごみ処理の広域化は、恵那市・中津川市だけの問題ではなく、全国的な問題でもあります。これから人口減少が進んでいく中で、恵那市・中津川市も多分に漏れず、人口が少なくなっていく、そうすると比例してごみも少なくなっていくかもしれませんが、これからのごみ処理の問題だけではなく、恵那市さんと中津川市といろいろと共有しながら進めていかなければいけない課題がたくさんあると思っております。そのうちの1つが広域のごみ処理の問題であると思っておりますので、皆様方には大変ご足労をかけますが、お力添えをいただきますことをお願い申し上げまして、私からの挨拶と代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

3. 委嘱状交付

(司会)

ありがとうございました。

次に、両市を代表して、恵那市 小坂市長から、委員及びオブザーバーの皆様へ委嘱状を交付させていただきます。

本来であれば、委員の皆様へ直接お渡しするところですが、時間の都合上、代表受領とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。なお、他の皆様には、あらかじめ机上に委嘱状をお配りさせていただきましたので、ご了承ください。

それでは代表して、八鍬浩様に委嘱状を受領させていただきます。八鍬様、前へお進みください。

(恵那市長)

(委嘱状読み上げ) 中津川・恵那広域ごみ処理施設整備建設候補地検討委員に委嘱します。よろしくお願いいたします。

4. 自己紹介

(司会)

ありがとうございました。続きまして、4番の自己紹介に移ります。

皆様に自己紹介をお願いしたいと思います。次第、2ページの委員名簿の順に、委員の八鍬浩様から、オブザーバーの野原勝樹様まで自己紹介をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(各委員の発言は省略)

ありがとうございました。事務局及び本委員会の運営支援をお願いするコンサルタントの方々は、次第3ページに記載しておりますのでよろしくお願いいたします。

5. 委員長、副委員長の選任

(司会)

続きまして、委員長・副委員長の選任を行います。「中津川・恵那広域ごみ処理施設整備建設候補地検討委員会設置要綱」第5条第2項の規定により、委員長及び副委員長は、学識経験を有する者である委員の中から両市が協議の上、指名することとなります。

両市協議の結果、委員長に公益社団法人全国都市清掃会議技術部長の八鍬浩氏、副委員長に岐阜大学社会システム経営学環特任教授の肥後睦輝氏、中部大学工学部都市建設工学科准教授の柴原尚希氏を指名させていただきますのでよろしくお願いいたします。

それではここで、八鍬委員長より就任のごあいさつをいただきます。よろしくお願いいたします。

6. 委員長あいさつ

(八鍬委員長)

本日、中津川・恵那広域ごみ処理施設整備建設候補地検討委員会が発足いたしました。恵那市・中津川市様 両市におかれましては、先程もお話ございましたけれども、新ごみ処理施設の令和15年度の供用開始に向けて、様々な手続きをこれから取っていかれることになると思います。例えば基本構想の策定でありますとか、建設候補地の検討、都市計画決定、処理施設の建設、様々なことがこれから手続きを経て参りますので、そうした中で私たち委員会としましては、令和6年度の基本構想、建設候補地評価基準の策定、これに向けまして十分に審議、検討をいたしまして、両市の様々な手続きが順調に進みますように、我々が議論して参りたいと思っておりますので、皆様ぜひよろしくお願いたします。

(司会)

ありがとうございました。

ここで、恵那市長及び中津川市長は、次の公務のため退席させていただきます。

(恵那市長、中津川市長退席)

それでは、ここからの進行は八鍬委員長にお願いいたします。

7. 報告事項

(八鍬委員長)

それでは、会議の進行を務めさせていただきます。

次第7番の報告事項「検討委員会設置要綱他関係例規」について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)

中津川・恵那広域行政推進協議会の林と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、次第7番の報告事項「検討委員会設置要綱他関係例規」について御説明いたします。

次第4ページをご覧ください。「中津川・恵那広域ごみ処理施設整備建設候補地検討委員会設置要綱」についてご説明いたします。

この要綱は、中津川市及び恵那市が計画している広域ごみ処理施設の建設候補地を検討することを目的とし、両市において要綱を設置しました。

第2条の所掌事務では、委員会で検討いただく事項を規定しています。

1つ目が、広域ごみ処理施設整備基本構想の策定に関すること

2つ目が、建設候補地の選定に関すること

この2項目についてご検討をいただきます。

第3条の組織では委員会の組織の構成について規定しており、(1)の学識経験を有す

る方から順に(5)の行政を代表する方まで、各分野を代表する13名で組織をしております。なお、その他両市が必要と認めた場合は、委員に就任していただけるように、15名以内の委員枠を設けさせていただいております。

第4条は委員の任期を規定しております。

第5条では委員長及び副委員長定め、

第6条、第7条においては、オブザーバーについて規定しています。

第8条では委員会の会議について、委員会の会議は2分の1以上の出席が無ければ会議を開くことができない。会議の議事は、出席委員の過半数で決する。委員長が必要と認めるときは、委員でない者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができることを規定しています。

第9条では会議の公開について、会議は原則として公開するものとし、但し、出席委員の過半数の賛成により、非公開とすることができることを規定しています。

第10条では委員の秘密保持について、第11条では委員及びオブザーバーの謝礼金を規定しております。

第12条は、委員会の運営及び庶務を、第13条では、その他委員会の運営に関して必要な事項を別に定めると規定しています。

続きまして、6ページをご覧ください。「検討委員会の謝礼金及び費用弁償に関する規程」についてご説明いたします。

これは、委員及びオブザーバーの皆様が委員会へご出席いただいた際の謝礼金と費用弁償をお支払いするための規程でございます。

謝礼金の額は7ページの別紙1のとおりです。また、費用弁償につきましても、鉄道賃及び車賃としてお支払いいたします。費用弁償の額につきましては、第5条、及び第6条に規定しておりますので、ご確認をお願いいたします。

以上で検討委員会の謝礼金及び費用弁償に関する規程についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、8ページをご覧ください。「中津川・恵那広域行政推進協議会の会議の公開規程」について説明いたします。

この規程は、両市が「会議の公開に関する指針又は要綱」で定めているもののほか、必要な事項について定めるものです。

第3条には「会議の公開基準」を規定し、会議は、原則公開としますが、両市が情報公開条例で規定する非公開情報に該当する場合や、会議の適正な運営に支障が生じると認められる場合は、会議の全部または一部を非公開とすることができます。

第4条には「会議の公開方法」を規定し、会議の公開は、希望者に会議の傍聴を認めることにより行うこととします。

続きまして、10ページをご覧ください。「当委員会の傍聴に関する要領」についてご説明いたします。

この要領は、先ほど説明した会議の公開規程第7条に基づき、傍聴に関して必要な事項を定めるものです。

第3条には「傍聴席の定員」を規定し、会場の関係を考慮してその都度定めることとします。

その他、第4条には「傍聴席に入ることができない者」について、第5条には「傍聴の手續」について、第6条には「傍聴人の守るべき事項」について、第7条には「傍聴人の退場」について必要な事項を定めております。

以上で7番の報告事項につきまして、ご説明を終わらせていただきます。

(八鍬委員長)

ありがとうございました。ただ今の報告事項につきまして、何かご質疑、ご意見がございましたらお願いいたします。

(質疑なし)

(八鍬委員長)

よろしいですか。オブザーバーの皆様は何かございませんでしょうか。

よろしいですか。

(意見なし)

8. 議事(1) 中津川・恵那広域ごみ処理施設整備建設に向けて

(八鍬委員長)

それでは続きまして8番目の議事「中津川・恵那広域ごみ処理施設整備建設に向けて」について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)

それでは、これからプロジェクターの準備に少しお時間を頂きたいと思います。

お待たせいたしました。それでは8番の議事(1)「中津川・恵那広域ごみ処理施設整備建設に向けて」についてご説明します。資料1をご覧ください。同じものをプロジェクターの方でご覧いただけます。

本日は、第1回目の検討委員会の開催となりますので、検討委員会の役割、建設候補地の選定方法について、検討委員会の今後の進め方についてご説明いたします。

それでは、2ページをご覧ください。現在のごみ処理施設の現状についてご説明します。

中津川市環境センターは、平成16年3月に竣工し、約20年が経過いたしました。処理方式は「流動床式ガス化溶融炉」で、日量98トンの処理能力を有しています。最終処分場につきましては、令和3年度末時点で埋立率は49.7%となっています。

エコセンター恵那は平成15年3月に竣工し、約21年が経過しました。処理方式は「ごみ固形燃料化(RDF)」で、日量90トンの処理能力を有しています。最終処分場については、令和3年度末時点で埋立率は29.5%となっています。

ごみ処理施設の耐用年数は一般的に20年~30年程度とされており、両市のごみ処理

施設は、共に竣工から 20 年以上が経過し、施設の更新時期を迎えています。

3 ページをご覧ください。国のごみ処理施設の整備方針についてご説明します。

ここでは、ごみ処理の広域化に関する国の通知を時系列に示しています。

現在、両市が進めている広域化協議は、2 つ目の通知、平成 31 年 3 月 29 日付け環境省通知に基づくものですが、広域化の必要性については過去にも、厚生労働省が平成 9 年 5 月 28 日付けで通知を発出していますので、参考として掲載させていただきました。

それでは、時系列で説明します。

1 つは、「ごみ処理の広域化について」ごみの排出量の増加に伴う最終処分場の確保難、リサイクルの必要性の高まり、ダイオキシン対策等の高度な環境保全対策の必要性の課題から、適正なごみ処理を推進するにあたっての課題に対応するため、今後、ごみ処理の広域化が必要であるとして、平成 9 年 5 月に方針が示されています。

2 つ目は、持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及び集約化について、市町村の厳しい財政状況、老朽化した廃棄物処理施設の増加等、の課題から改めて「持続可能な適正処理の確保が求められ、広域化・集約化を推進」すると、平成 31 年 3 月に環境省より通知が発出されました。

このように、施設の老朽化と国の方針から、ごみ処理施設の更新は、両市の財政状況、将来の人口推計等から広域化の検討が必要となってきました。

国の通知文については【別紙：資料 2】として添付いたしておりますのでご確認ください。

4 ページをご覧ください。両市がごみ処理広域化協議を開始するまでの経過をご説明いたします。令和元年度に中津川・恵那広域行政推進協議会幹事会に環境部会を設置し協議を開始しました。そして、令和 2 年度、広域行政政策会議において広域化協議の推進を決定、令和 4 年 3 月 28 日に「ごみ処理広域化の推進に関する基本合意書」を締結いたしました。

締結した合意内容は、次のとおりとなっています。1 つは「一般廃棄物処理施設、中継施設、最終処分場、付帯施設の建設及び管理運営について協議する。」、2 つ目は「新ごみ処理施設の一般廃棄物対象地域は構成団体の行政区画とする。」、3 つ目は「新ごみ処理施設の稼働目標年度は、令和 15 年度を目途とする。」

こういった内容になっています。

5 ページをご覧ください。基本合意締結から現在に至るまでの経過をご説明いたします。

令和 4 年度は環境部会を 10 回開催致しました。主に、広域化協議の進め方を中心に両市間で協議、先進地視察では、広域化協議の手法、最新の処理施設、建設候補地選定についてのプロセスについて学びました。

そして、今後広域化整備を進めるうえで最も大きな課題、それは「建設候補地」の選定であるという結論に至っております。

令和 5 年度は環境部会を 14 回開催致しております。主な内容は、課題である、建設候補地選定に向けた判断基準のイメージを検討し、広域的な視点で、平等に広域ごみ処理

体制の確立ができる場所等を勉強し、また、先進地視察として、屋根付きの最終処分場や焼却・リサイクル・最終処分場の一体整備や、地域に貢献する施設等を視察して、多様な施設整備の在り方を学んでまいりました。また、今後の進め方として「検討委員会の設置方針」の検討を重ねてまいりました。

令和6年度は、環境部会を2回、政策会議を1回開催し、検討委員会設置に向けた検討を行いました。基本合意の締結から現在までの経過につきましては、【別紙：資料3】に詳細を添付しておりますのでご確認ください。

6 ページをお願いします。ここでは、検討委員会設置の必要性についてご説明いたします。

一般廃棄物処理施設は、安心・快適な市民生活を支える重要な社会インフラです。しかし、新たな施設整備には多額の費用を要し、完成後は数十年にわたり稼働することから、建設候補地の選定や施設の構想の検討にあたっては、公平性・客観性・透明性を高めるため、市民などと行政が一緒になって進めることが必要です。そこで、本年4月16日に開催しました「中津川・恵那広域行政政策会議」において、学識経験者や市民、関係団体、行政で組織する検討委員会の設置を決定していただきました。この検討委員会では、皆様から活発なご意見を頂きながら、「中津川・恵那広域ごみ処理施設整備建設」に向けてご協議いただきたいと思いますと思っております。

7 ページをご覧ください。検討委員会では具体的に何を行っていただくのか、委員会の役割についてご説明いたします。

1 つは、「広域ごみ処理施設整備基本構想の策定」です。

「(1) ごみ処理広域化の方針の検討」では、両市の現在の処理体制や処理状況、将来的なごみ排出量を踏まえたうえで、現状の課題や施設整備の必要性を整理し、今後、目指すべき方向性を検討していただきます。

「(2) 施設整備の方針の検討」では、広域的な視点から、収集運搬の効率性や市民等の利便性処理施設・リサイクル施設・最終処分場の整備の方針、ごみ処理方式について検討していただきます。

「(3) 建設候補地の方針の検討」では、施設整備方針等を考慮した建設用地の選定に係る要点を整理します。

2 項目の建設候補地の選定に関しましては、前段で策定した基本構想を基に、施設整備に必要な用地について、方針内容を考慮して評価基準を策定します。そして、評価基準より評価し、候補地（案）を決定していただくという流れとなります。

「(1) 選定方法の検討、評価基準の策定」につきましては、建設候補地にふさわしい土地の条件を整理し、抽出の方法と評価の基準を検討していただきます。

「(2) 評価基準により評価、候補地（案）の決定」につきましては、抽出された候補地を策定した評価基準により評価して、候補地（案）の決定をしていただく流れになります。

8 ページをご覧ください。建設候補地の選定方法につきましては、どのような方法があ

るのかご説明いたします。

公共施設の一般的な建設用地の選定方法は主に3項目となっております。

ひとつは、「行政主体型」です。この方法は、行政が主体となり、候補地を選定する方法です。例としましては、地図上で法規制など除外条件を考慮して抽出、公共用地から抽出、既存施設の隣接地から抽出、構成自治体が抽出して推薦するなどして抽出します。この方法の効果・メリットは、選定のプロセスが短縮できること、収集の効率や災害、経済面等を重視した検討ができることです。しかし一方で、候補地の地権者や地域の理解を得るまでには時間を要するという課題があります。

二つ目は「公募型」です。この方法は、行政側で条件を設けて、公募により候補地を選定する方法です。例としましては、公募要件を設定し公募を募るものです。この方法の効果・メリットとしては、地域との協定締結が速やかに行えること、地域の合意の上で施設整備が行えること、地域の理解と協力が得られること等が挙げられます。一方で、応募が無い場合があること。また、地域での合意形成が必要なため、時間を要するという課題があります。

最後の3つ目は、「複合型」です。この方法は「行政主体型」に加え、情報の提供を受けて候補地を選定する方法です。例としては、「行政主体型」を基本として検討し、適地がある場合に地域や住民から情報提供をしていただきます。この方法の効果・メリットとしましては、行政と住民等により多角的な視点で候補地を選定できること。その一方で、情報提供の受け方によっては候補地の数が多くなる場合があり、絞り込みに時間を要することや、行政主体型と同様に候補地の地権者や地域の理解を得るまでに時間を要することがあります。

このように、効果と課題はそれぞれありますが、いずれの選定方法につきましても、地域の理解を得るためには丁寧な説明と時間が必要となります。

環境部会では、先進地視察と協議を重ねた結果として、令和15年度の施設稼働に向けては、地域の合意形成が行われた後に応募していただく「公募型」に挑戦し、早期の候補地選定を目指すべきとの結論に至り、政策会議において方針を認めていただいております。

委員の皆様には、建設候補地の選定を公募で進める両市の方針について、様々な視点からご意見、ご検討いただきますようお願いいたします。

なお、本日は提案までとさせていただきます、選定方法の決定については、次回、第2回委員会でお諮りいたしますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、9ページの検討委員会の位置づけについてご説明いたします。

フロー図の左から、「これまでの経過」、「候補地選定の流れ」、「候補地決定の流れ」を示しています。検討委員会は、表の中段に「ページ色」で示しており、「候補地選定の流れ」から「候補地決定の流れ」までの間で開催いたします。基本構想の策定と候補地の選定に関することを検討していただき、その後、1次評価、2次評価を経て候補地案の決定までを担っていただきます。

10ページをご覧ください。今後の検討委員会開催スケジュール（予定）についてご説

明させていただきます。

検討委員会は、本日第1回を開催させていただき、最終回は令和7年度中旬を目途としており、合計8回を予定しております。縦軸には委員会開催の内容、横軸には実施時期を示しております。開催の初期段階では、候補地の選定方法に関する方針の検討を行っていただきます。その後、並行して基本構想や候補地評価基準の策定を、年内を目途に行います。年明けの令和7年2月には、基本構想と建設候補地評価基準の完成を目指します。年度が替わりまして、令和7年度には、下段でお示ししています建設候補地選定作業を進めたくて候補地評価を行っていただき、同年9月を目途に建設候補地(案)を決定していただく予定になっております。

なお、第2回検討委員会は8月を予定していましたが、日程調整等の都合で、9月に開催させていただくことになりましたので、どうぞよろしく願いいたします。

11ページをご覧ください。最後ですが、現時点で計画する事業全体のスケジュールについてご説明いたします。

令和6年度から令和7年度の間、赤色で示した矢印と赤い丸が検討委員会を開催し、基本構想の策定や建設候補地(案)の選定作業を中心とした作業項目となっております。

それでは、表の上から順にご説明します。

緑色の計画策定です。令和6年度に検討委員会で基本構想を策定し、7年度は、ごみ処理施設基本計画の策定と、両市の一般廃棄物処理基本計画の改正、PPP等導入可能性調査を実施します。PPP調査は民間活力の導入の可能性を探るもので、国の交付金を受け取るために必須の手段となっております。

循環型社会形成推進地域計画も、国の交付金を受け取るために必須の計画ですが、7年度に予定している「ごみ処理施設基本計画」と「一般廃棄物処理基本計画」の策定が前提となるため、令和8年度に策定することとします。

都市計画につきましても、基本計画などが策定でき次第、手続きを進めます。

次に用地取得です。令和6年度から7年度にかけて建設候補地選定作業を進め、令和7年度中に建設用地を決定します。建設用地の決定には、事前の土地調査が必要となることから、随時行うこととしております。

環境影響評価は、岐阜県条例に基づく環境アセスメント、いわゆる条例アセスの対象となることを想定しており、3年間とします。

建設用地の取得は、令和7年度の建設候補地決定を受け、8年度からの2ヵ年以内で交渉・買収を行う予定とします。

次に新ごみ処理施設建設です。基本設計などの手続きを8年度から用地取得と並行して行います。

発注支援業務は、詳細設計と建設工事の発注に向けて、コンサルの支援を受けるものです。

詳細設計は、造成、搬入道路、施設本体などに2年、建設工事は4年程かかる見込みです。なおスケジュールでは、準備が整った工事から発注、施工する計画としています。

なお、建設候補地が法規制の対象、例えば農地や保安林などの場合には、施設の基本

設計策定後に、除外手続きが別途必要となるため、全体スケジュールに影響が出ることも予想されます。

以上が令和 15 年度供用開始に向けた全体スケジュールです。ご覧のとおり、たくさん計画策定や手続きを同時期に、円滑に進める必要がありますので、よろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

(八鍬委員長)

ありがとうございました。今説明がありましたけれども、この件に関しましてご質問、ご意見等あればお願いいたします。

(質疑なし)

(八鍬委員長)

次回以降にまた、建設候補地の選定につきましては議論を深めていくことになると思いますので、その時にはまた、よろしくお願いいたします。

オブザーバーの皆様、ご意見はございますか。

(意見なし)

8. 議事 (2) その他

(八鍬委員長)

特に無いようですので、次に、(2) その他について、事務局から何かございますでしょうか。

(事務局長)

特にございません。

9. 次回委員会の開催予定について

(八鍬委員長)

それでは9番、次回の委員会の開催予定について。

(事務局)

それでは9番、次回の委員会の開催予定についてご説明させていただきます。

日時につきましては、令和6年9月13日(金)午後1時30分より、場所は中津川市環境センターにおいて開催をしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

(八鍬委員長)

ありがとうございました。それでは、本日の会議終了後の予定について説明をお願いします。

(事務局)

本日、会議終了後、現地視察を予定しております。場所は「エコセンター恵那」でございます。恵那市のごみ処理施設で、平成15年3月の竣工から約21年が経過している施設の現状をご覧いただきたいと思っております。

会議終了後、玄関先にお車をご用意いたしますので、お時間の許される方は是非ご乗車下さい。視察の所要時間につきましては車での往復時間を含め約1時間半を予定しています。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

(八鍬委員長)

ありがとうございました。

本日の議事はすべて終了いたしましたので、これをもって、事務局に進行をお戻しいたします。

10. 閉会

(司会)

八鍬委員長、ありがとうございました。

それでは、閉会の挨拶を副委員長の肥後睦輝様よりお願いいたします。

(肥後副委員長)

本日は、限られた時間の中で、八鍬委員長の進行のもと、今後のスケジュールについて決定できたことは、皆様のご協力に感謝申し上げます。

おそらく次回の検討委員会で、今後の公募の方法等について実質的な議論が始まると思いますので、また次回以降ぜひ議論していただければと思っております。今後ともよろしくお願いいたします。

今日は本当にどうもありがとうございました。

(司会)

ありがとうございました。

これを持ちまして、第1回中津川・恵那広域ごみ処理施設整備建設候補地検討委員会を閉会いたします。

委員及びオブザーバーの皆様には、ご協力いただきありがとうございました。

以上